2022 年 7 月 1 日
仙台ＣＡＴＶ株式会社

電気通信事業法改正にともなう対応について（2022 年 7 月 1 日）

2022 年 7 月 1 日の電気通信事業法改正にともない、対象サービス契約の料金プランの契約解除料金額について変更いたします。
また、解約にともない生じる工事費については契約期間に伴う低減措置を行います。

今回の改正に伴う対象サービス、対象者等の詳細は以下をご確認ください。
尚、今回の対応について法人契約は対象外となります。

対象通信サービス
・キャット・ヴィＣＡＴＶインターネット
　2Mコース、コンボ 10（10Mコース）、50Mコース、100Mコース、160Mコース
・キャット・ヴィ光インターネット
　300ﾒｶﾞコース、1ｷﾞｶﾞコース、10ｷﾞｶﾞコース、ライトコース

適用対象者
・上記対象サービスのお申込み日が 2022 年 7 月 1 日以降ご契約の方

申込日が 2022 年 6 月 30 日以前の契約について
対象サービスの申込日が 2022 年 6 月 30 日以前の既存契約者の場合も、2022 年 7 月 1 日以降に以下の変更があった場合には改正後の対象となります。
・2022 年 7 月 1 日以降に対象通信サービスの契約コース変更を行った場合
・2022 年 7 月 1 日以降に長期継続割プラン変更を行った場合

解除料について
対象通信サービスおよびオプションサービスの解除料は、解約時の回線契約が対象サービスの場合は、解除料の金額を 3,300 円に変更します。尚、解約時の回線契約月額基本料金が 3,300 円に満たない場合の解除料は基本料金の 1 ヵ月分相当に変更します。各種キャンペーンや特典などにより、基本料金に割引が適用されている場合は、割引適用前の基本料金となります。

解約時の費用
対象通信サービスまたは固定電話サービスの解約にともない、解約工事費を請求する場合は、電気通信事業法で定められた計算方法に基づく「請求上限額」の範囲でご請求します。
1. 解約時の請求額
①　（各プランの契約期間－利用期間）÷各プランの契約期間
②　（24 ヵ月－利用期間）÷24 ヵ月

期間拘束なしのプランを契約の場合は、②で算出します。

※契約成立の翌月を 1 カ月とし、解約完了月までを利用期間としてカウントいたします。
※契約プランの変更または継続割プラン変更を行った場合は変更が完了した日の翌月を 1 カ月目としてカウントいたします。